

最低工賃の改正決定に関する公示

山口労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山口県男子既製洋服・校服・作業服製造業最低工賃（平成21年山口労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和5年10月27日

山口労働局長 名田 裕

山口県男子既製洋服・校服・作業服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 山口県の区域内で男子既製洋服・校服・作業服製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目		工 程	規 格	金 額		
男子既製洋服	背広上衣	上襟付けまつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき	27円	
		下襟からげまつり		1枚につき	55円	
		そで付け裏まつり		1枚につき	151円	
		前裏すそまつり	針目が3センチメートル間に	5針以上のもの	1枚につき	51円
		身返し奥星入れ	1枚につき		68円	
		そで口裏まつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき	66円	
		背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1センチメートルのもの	1枚につき	12円	
		ベントまつり	センターベントで、針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき	27円	
		ベント止め	センターベントで、2本糸で×印にしつけ止めを行うもの	1枚につき	8円	
		背すそまつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき	51円	
		ボタン付け	中ボタン（4つ穴）、糸足つきで、根巻き4回以上のもの	1個につき	15円	
		糸くず取り（しつけ取りを除く）		1枚につき	21円	
ズボン	前立てまつり	針目が3センチメートル間に	1本につき	10円		

			9針以上のもので、長さが3.5センチメートルのもの		
		糸くず取り		1本につき	20円
男子学 校服	上衣			1枚につき	25円
	ズボン	ボタン付け	小ボタン(4つ穴)、糸足つきで、根巻き2回以上のもの	1個につき	12円
		糸くず取り		1本につき	23円
女子学 校服	スーツ 型上衣	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき	180円
		身返しすそまつり		1枚につき	25円
		ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、糸足つきで、根巻き3回以上のもの	1個につき	13円
		玉ぶちボタンホール始末		1か所につき	39円
		糸くず取り		1枚につき	25円
	セーラー 型上 衣	そでロスナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組につき	19円
		フロントスナップ付け		1組につき	19円
		糸くず取り		1枚につき	22円
	スカー ト	わきかぎホック付け		1組につき	25円
		わきスナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組につき	18円
作業服	ズボン	糸くず取り		1本につき	26円
ジーン ズ	上衣			1枚につき	20円
	ズボン			1本につき	22円
トレー ニング ウェア	シャツ			1枚につき	17円
	パンツ			1本につき	16円